



Contents

巻頭言	P1
第48回社会福祉のフロンティア報告	P2
社会福祉セミナー参加記	P3
家族援助技術臨床セミナー参加記	P4
研究例会報告	P4
2018年度秋学期 活動報告	P5
既刊図書紹介	P6

巻頭言

「社会福祉」と「人間の福祉」と社会福祉研究所

菅沼 隆 (本学経済学部教授・本研究所副所長)

日本に「社会福祉 social welfare」という言葉が「輸入」されたのは、1946年2月13日日本政府に提示されたGHQのいわゆる「マッカーサー憲法草案」によってであった。そこでは第24条冒頭に「In all spheres of life, laws shall be designed for the promotion and extension of social welfare, and of freedom, justice and democracy [有らゆる生活範囲に於て法律は社会的福祉、自由、正義及民主主義の向上発展の為に立案せらるべき]」とある。ここではsocial welfareが自由、正義、民主主義と並列されていることから分かるように、社会福祉は制度ではなく普遍的な原理、社会を誘導する価値規範として位置づけられていた。社会福祉の内実は抽象的で曖昧であった。このことは占領軍が、社会福祉の他に public welfare [公的福祉]、social work [社会事業] もしばしば使用していることからもうかがえる。

「社会福祉」を日本に「輸出」した米国においても「社会福祉」の概念は明確ではなく、また、様々な用語が使われていた。1933年刊行の『社会動向に関する大統領調査報告 "President's research committee on social trends"』では、第23章「社会事業」と第24章「公的福祉活動」が別個に章立てされており、その「公的福祉活動」の章では「社会福祉」と「公的福祉」の峻別に苦労している。興味深いことに、その章で27州の公的福祉関連部局の名称一覧を掲載しており(p.1234)、うち18州が「公的福祉」、2州が「社会福祉」、2州が「福祉」、その他「保健社会福祉」「慈善公的福祉」などであった。米国では「公的福祉」が有力であった。これは占領軍においても同様であり、例えば、占領軍の統治マニュ

アルである『民政ハンドブック』『民政ガイド』では副題に「公的福祉」が使用されている。したがって制度・政策としては「公的福祉」が使用されることが有力であった。戦後日本でも米国の影響のもと「公的福祉」が使用される可能性も高かった。だが、日本国憲法では「社会福祉」が使用された。その理由は、おそらく冒頭で触れたように普遍的な原理、社会を誘導する普遍的な価値規範になりうるものが「社会の福祉」であったということであろう。

立教大学社会福祉研究所のニュース創刊号において初代所長岩井祐彦先生は、次のように述べておられる。研究所が「社会福祉」を標榜した理由は、米国における4年の留学経験と北欧・蘭・英國の研究機関の視察において「強烈な印象」を受けてのことだという。特にオランダの『社会調査研究所』の「人間福祉の実現という視点にたって諸社会科学を動員する〔学際的研究〕」と、英國の『タヴィストック研究所』の「人間殊に家族福祉…臨床的接近」に注目された。ここでは「人間福祉」「学際的研究」「臨床」という視点から立教大学〈社会福祉〉研究所が設立されたことがうかがえる。これはマッカーサー草案で普遍的な原理として「社会福祉」が掲げられた点と共通点がある。だが、マッカーサー草案では憲法草案であることから、政府の役割としての「社会福祉」を発展させることができ位置づけられたが、岩井先生は諸社会科学が「人間福祉実現」に寄与する意味を込めて「社会福祉」を使用した。その意味で立教大学社会福祉研究所の「社会福祉」は日本国憲法の「社会福祉」概念よりも広く、次元が高いものになっている。

急展開する日本の「外国人材」 受入政策の動向と社会的対応の諸課題

首藤 若菜 (本学経済学部教授・本研究所所員)

2018年12月18日、「急展開する日本の「外国人材」受入政策の動向と社会的対応の諸課題」というテーマで、丹野清人先生(首都大学東京人文社会学部教授)と明石純一先生(筑波大学人文社会系准教授)のお二人を講師にお迎えし、第48回社会福祉のフロンティアを開催しました。年の瀬も押し迫った時期ではありましたが、当日は、本学の学生および教員の他、一般の方も数多く参加され、総勢90名の盛況な会となりました。

周知の通り、2018年12月8日に第197回臨時国会で入管法の改正が成立し、新たな在留資格の創設や今後5年間で最大34万人を受け入れる方針が決まりました。本シンポジウムを企画した段階では、「外国人材」の受け入れ政策の議論は始まつたばかりであり、これほど早くに入管法の改正まで進むとはまったく予想しておりませんでした。結果的に、時宜に適ったテーマとなり、多くの方々から関心を持っていただくことができました。

まず、明石先生から入管法の改正を受けて、現政権の政策動向や特徴、健全な受け入れ態勢の構築に向けて何が求められるかなど、「外国人材」受け入れ政策の全体像についてお話ししていただきました。今回の入管法の改正は、突然、降ってきた議論のように感じている人が多いと思います。メディアでも、国会審議が不十分であることや、議論が拙速であることが批判されてきました。ただ明石先生は、実はこれは「突然」ではないと述べられ、自民党が2016年には、すでに「共生の時代」に向けた外国人労働者受け入れの基本的考え方を発表していたこと、2017年には技能実習の対象職種に「介護」が追加されていたことなど、今回の改正法に向かう流れがすでに出来上がっていたことを詳細に解説して下さりました。その他、政策立案をめぐる各省政府の動向など興味深い話題をはさみながら、現状と課題を分かりやすく説明していただきました。



次に、丹野先生から「外国人の福祉の地域間格差 すでに進行している地域間競争」をテーマにお話いただきました。「外国人材」を受け入れた後、日本に来た外国人労働者たちは、各地域で暮らしていくことになります。つまり、各自治体の政策や制度の内容が、彼ら彼女らの生活を実は大きく左右することになります。その問題意識から、外国人に対する生活保護制度、国民年金制度、児童扶助、義務教育などのあり方を詳しく解説したうえで、各自治体による差異も紹介して下さいました。日本で暮らす外国人労働者の定住化・定着化傾向がはっきりと確認でき、それに合わせて、先進的な自治体では外国人の権利の拡充を様々な面で進めている実態が説明されました。外国人から「地域が選ばれる時代になった」という視点は、斬新で、新たな気づきを与えられました。



その後、休憩をはさみ、フロアから出された数多くの質問にお答えいただく形でパネルディスカッションが行われました。

今回のシンポジウムでは、明石先生はマクロ的な視点から現政権の政策論を、対して丹野先生はミクロ的な視点から地域生活に関する行政のあり方を論じて下さったことにより、両者のご講演から「外国人材」の受入政策の現状を立体的に把握することができたとともに、政策立案と受け入れる現場の自治体行政とのズレや捻じれも分かり、この問題を深く考えさせられる時間となりました。お二人には深く謝意を表します。

2018年度 社会福祉セミナー参加記 小山進次郎の『生活保護法の解釈と運用』輪読会

青木 尚人 (セミナー参加者)

私は2018年度に開催された立教大学社会福祉研究所の輪読会に参加したこと、4年間を通じて輪読会に参加させていただいたことになる。元厚生官僚の小山進次郎が著した『生活保護法の解釈と運用』は何度読んでも難解で理解しにくいところがあるが、輪読会のメリットは「様々な職域の方や研究者」がその内容を侃々諤々と議論できるところにある。まして、約900ページにも及ぶ大著を一人で読もうすることはなかなかできない。学部のころから知っていた著書を読める機会に心を躍らせて参加したのがつい昨日のように感じる。

さて、2018年の輪読会では保護施設や医療機関、そして被保護者の権利や義務、不服申し立てなどの部分を読んでいた。印象に残ったのは行政法の知識がないと生活保護法を完全に理解することはできないということである。とりわけ、不服申し立ての部分については行政法が理解できないと先に進むことができない難所である。

このほか、改めて疑問を強くしたところもあった。特に生活保護法における医療扶助のみ他法他施策の原則の例外になっているところは、この輪読会を行うことによってから疑問として挙がった。また生活保護法だけで生存権を確保しようすることは限界があるのでないかなど、制度の根本についても考えることができた。実務上の疑問から制度根本までを考える機会になったのはこの輪読会があったからこそである。これらの疑問を引き出したのは輪読会と一緒に学んだ人たちもあり、輪読会を担当された立教大学経済学部の菅沼隆先生だった。

菅沼先生はご自身の研究やその他の先生の研究を基に、なぜ小山進次郎らはそうした考えにいたったのかができるだけ明快にしようとした。必ずしも輪読会で挙げられた全ての疑問を晴らしたわけではないが、先生からは疑問に対する向き合い方、そして社会福祉制度における歴史研究の面白さを教えていただいた。菅沼先生がいなければ、この輪読会は成り立たなかつただろう。

私にとって2018年の輪読会は参加者の方々や先生と議論できたことで、生活保護法の過去と現在のつながりを考える機会になった。また、改めて社会福祉制度における歴史研究の重要性と面白さを実感した会となった。こうした貴重な機会を与えてくださった立教大学社会福祉研究所の皆様に感謝して参加記を終えようと思う。

大澤 優真 (セミナー参加者)

私は大学院で生活保護の研究をしている。生活保護に関する論文を読んでいると、1950年に刊行された生活保護法の逐条解説書である小山進次郎『生活保護法の解釈と運用』(以下、『解釈と運用』)がよく引用されている。そこで、『解釈と運用』を手に取り、読んでみたのだが、本文は900頁を超え、かつ、内容が多岐にわたっていることから、一人で読み込むのは難しく挫折してしまった。そんなときに、たまたま輪読会の存在を知り、『解釈と運用』を読み込みたい、理解したいという一心で、即決で輪読会の参加を申し込み込んだ。

輪読会には、研究者や院生も参加していたが、公的機関や民間団体で生活保護関係業務に携わっている(携わっていた)人が多く参加していた。『解釈と運用』は刊行から65年以上経っている生活保護法の古典であり、かつ難読である。参加者は研究者が多いだろうと予想していた私としては、現場の人が多く参加している状況は意外だった。『解釈と運用』は、研究者だけでなく現場の人にも読み続けられている。これは『解釈と運用』の特徴だろう。

『解釈と運用』が読み続けられている理由は何か。『解釈と運用』は刊行からすでに65年以上を経ており、刊行時の社会状況と現在の社会状況は大きく異なっていることから、『解釈と運用』で示された生活保護の運用を現在の生活保護実務にそのまま持ち込むことは難しい。しかし、『解釈と運用』で示された生活保護の理念や思想は、現在にも通ずるものがあり、参照されるべき価値があると思う。勉強不足で『解釈と運用』で示されている生活保護の理念や思想はこうであると言い切ることはできないが、例えば、現在でも言及されることの多い「自立助長」や「無差別平等」について、『解釈と運用』は様々な側面から言及している。また、法律的な解釈にとどまらず、生活保護法の条文が定められた経緯やそれに関する当時の政治・経済・社会状況、著者の生活保護への思いについて、生々しい言葉で表現されているところも『解釈と運用』が読み続けられている理由だろう。

『解釈と運用』を一人で読み込むことはできなかった。生活保護の造詣が深く経験豊かな参加者の方々とともに『解釈と運用』を輪読できたことは、私にとってとても良い機会であった。『解釈と運用』は読めば読むほど発見がある本である。『解釈と運用』をさらに読み込み、研究を進めていきたい。

家族援助技術臨床セミナー参加記

2018年度 家族援助技術臨床セミナー (アドバンストコース)

高林 花菜 (セミナー受講者)

現在、医療機関のソーシャルワーカーとして働いています。このセミナーへは、日々接する患者さんや家族が抱える様々な困難について、家族関係から理解し援助する技術を学びたいと思い参加しました。

アドバンストコース第1回は、面接技法のひとつであるリフレーミングやソリューション・フォーカスト・アプローチの活用について学びました。参加者同士ペアになり、「私の欠点」のリフレーミングやミラクルクエスチョンなどのロールプレイを行いました。クライアント役の体験では短い時間ながら、セラピスト役との対話によって自己認識が少しづつ変容するような感覚を得ました。また、カウンセラー役では、クライアントの表現や表情を丁寧に読み取って面接する難しさを実感しましたが、否定的思考から抜け出せずにいるクライアントの肯定的な語りを引き出すヒントを得られたように思いました。

第2回は、前半に他の参加者の提出下さった事例検討を行いました。悩まれながら真摯にクライアントに向き合われた提出者の支援経過に刺激を受け、また、事例に関する参加者同士の質疑応答の中では自分が持てない視点や発想に触れられました。対人援助職は一対一でクライアントと接することが日常だからこそ、今回のような事例検討の機会は自己覚知に非常に有効と感じました。後半には、先生から紹介いただいた福祉サービス介入拒否事例や児童養護施設での被虐待児への援助に関する事例検討も行いました。困難な状況にあるケースほど、クライアントの主観的事実(物語られるもの)を大切にすることで、複雑な家族関係の葛藤や不調和だけでなくストレングスも浮かび上がり、アセスメントにつなげられることがわかりました。

基本コースから継続して参加させていただきましたが、ひとつの集合体に見える家族が実はそれぞれ見ているものや向いている方向が一緒ではないことを再認識し、個性ある人格の円環関係で捉える視点が養われました。これは当たり前のことのようですが、日々の支援では欠落しやすい考えのように感じます。クライアントの抱える困難が家族関係に由来するとは限りませんが、家族というものがクライアントの考え方や価値観に大きな影響力を持っていることは確かです。家族関係やその力動の構造的な理解について今回得たことを日々の実践に活かすとともに、それぞれの家族から学ばせていただく姿勢を大切にしていきたいと思います。

研究例会報告

保健医療社会学におけるエスノメソドロジー研究—病院のワークの研究と病いの語り研究を中心に

前田 泰樹 (本学社会学部教授・本研究所所員)

2018年11月15日の研究例会において、「保健医療社会学におけるエスノメソドロジー研究—病院のワークの研究と病いの語り研究を中心に」というテーマで、報告する機会をいただきました。社会福祉研究所の所員となって、最初の報告の機会ということで、これまでの研究成果を紹介しつつ、近年、日本社会学会や日本保健医療社会学会のシンポジウムで報告してきた、質的研究の方法論についての議論を敷衍する形で紹介いたしました。

保健医療社会学には、「病者や現場の実践家たちが、実際にどのような経験や行為をしているのか」という問い合わせが含まれています。ある病いを生きる人がどのような経験をしているのか知りたいと考えるならば、まずは、その人が、身体の不調や痛みをどのように位置づけ、医療者から伝えられた情報をどのように理解し、様々なこととどのように折り合いをつけてきたかを知ろうします。また、看護師が病棟でどのような実践をしているのかを知りたいと考えるならば、看護師たちが何を見て、何を聴いて、何を行い、何を報告しているのかを知ろうとします。これらの問いは、それぞれの実践の参加者たちにとっての問題であり、そこには行為や経験をそれと理解できるようにするための方法があります。そうした「人びとの方法論」から学ぶことが、エスノメソドロジーの課題である、というのが報告の主旨になります。

当日は、報告者自身の調査研究をもとに、エスノメソドロジーの考え方を実演的に提示しました。まず、急性期病院におけるフィールドワークにもとづいて、緩和ケアの実践において、複数の看護師たちがどのように協働して複数の患者へのケアを成し遂げているのか、その協働実践のための「人びとの方法論」を示しました。次に、常染色体優性多発性囊胞腎という遺伝性疾患を生きる人々の経験の語りから、新しい専門的知識と折り合いをつけていく「人びとの方法論」を示しました。このような例証を通じて、それぞれの実践において固有に用いられている「人びとの方法論」を捉えていくやり方とその意義について、報告いたしました。

報告を聞いてくださいました先生方からは、質的研究全体におけるエスノメソドロジーの位置づけといった方法論的な問題にとどまらず、調査研究の内容に踏み込んだ質問をいただきました。このような貴重な報告の機会をいただき、ありがとうございました。

2018年度秋学期 活動報告

社会福祉のフロンティア

◆ 2018年12月18日 開催

第48回 社会福祉のフロンティア

「急展開する日本の「外国人材」受入政策の動向と社会的対応の諸課題」

講師：明石純一（筑波大学准教授）
丹野清人（首都大学東京教授）

社会福祉セミナー

「輪読—小山進次郎『生活保護法の解釈と運用』を読む」（全7回）

2015年から4年間連続で開催してきた本セミナーは本年度を持ち終了する。

講師：菅沼隆（本学経済学部教授・本研究所副所長）

第5回 2018年10月 7日 開催

「第2編第9章 不服の申立」

第6回 2018年11月11日 開催

「第2編第10章 費用」

第7回 2018年12月 9日 開催

「第2編第11章 雜費」

2018年度家族援助技術臨床セミナー

2017年度まで開催した「家族援助技術セミナー」（全3回）を今年度は「家族援助技術臨床セミナー」と改称し、春学期には基本コース（第1・2回）を、秋学期にはアドバンストコース（第3・4回）を開催した。

講師：河東田誠子（臨床心理士・本研究所特任研究員）

（アドバンストコース）

第3回 2018年10月6日 開催

「リフレーミング及びソリューション・フォーカスト・アプローチを活用したあり方について」

第4回 2018年10月20日 開催

「事例検討」

GF研（ジェンダー・ファミリー研究会）

毎月第3水曜日に開催（9月19日、10月17日、11月21日、12月19日、1月16日、2月20日、3月20日）

研究例会

◆ 第2回 2018年11月15日 開催

「保健医療社会学におけるエスノメソドロジー研究

—病院のワークの研究と病いの語り研究を中心に—

報告者：前田泰樹（本学社会学部教授・本研究所所員）

◆ 第3回 2019年2月2日 開催

「長時間介助サービスを利用する障害者の「生きづらさ」と介助関係に関する研究」

報告者：金 在根（早稲田大学助教・本研究所特任研究員）

「河内山哲朗オーラル・ヒストリー」を読む

—「地方分権改革」・「三位一体の改革」への証言を手掛かりに—

報告者：新嶋 聰（本研究所研究員）



既刊図書紹介



そっちやない、こっちや 映画監督・柳澤壽男の世界

岡田秀則・浦辺宏昌編著

新宿書房、2018年2月

深田耕一郎特任研究員が一部執筆を担当した。



移民政策と多文化コミュニティへの道のり —APFSの外国人住民支援活動の軌跡

吉成勝男・水上徹男編著

現代人文社、2018年9月

野呂芳明所長が第11章を担当した。



最低生活保障の実証分析 —生活保護制度の課題と将来構想

山田篤裕・駒村康平・四方理人・

田中聰一郎・丸山桂著

有斐閣、2018年7月

田中聰一郎特任研究員が第1章、第2章、第5章、第8章、第9章を担当した。



30代の働く地図

玄田有史編

岩波書店、2018年10月

田中聰一郎特任研究員が第10章を担当した。



障害ピアサポート —多様な障害領域の歴史と今後の展望

岩崎香編著

中央法規出版社、2019年1月

金在根特任研究員が一部執筆を担当した。



災害とコンパニオンアニマルの社会学

一批判的実在論とHuman-Animal Studiesで読み解く東日本大震災

梶原はづき著

第三書館、2019年2月

梶原はづき研究員の著書

編集後記

ニュースレターをお届けします。野呂先生が所長に就任され、社福研はこの一年間さまざまな企画に取り組みました。その活動状況が本号にも掲載されています。2つの「社会福祉のフロンティア」は時宜を得たもので、多数の方にご参加いただきました。家族援助技術臨床セミナーは講師と参加者の熱意で充実したものでした。社会福祉セミナー(輪読会)は4年間継続し、多くの参加者によって充実した議論ができました。来年度も引き続き社福研にご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(菅沼)



立教社会福祉ニュース 第49号 2019年3月31日発行

〒171-8501

東京都豊島区西池袋3-34-1 立教大学社会福祉研究所

Tel 03-3985-2663 Fax 03-3985-0279

E-mail r-fukushi@rikkyo.ac.jp HP <http://www.rikkyo.ac.jp/research/laboratory/ISW/>

発行責任者：野呂 芳明(社会福祉研究所所長) 編集：菅沼、金、三浦 制作・印刷：(有)サムクイック